

『「福岡コロナ警報」と今後の対応について』を受けての朝倉市新型コロナウイルス感染症対策本部長（朝倉市長）からのメッセージ（8月21日）

朝倉市民、事業所、その他関係者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策における数々の自粛と協力要請にご理解とご協力を賜り、感謝いたします。

昨日、福岡県において「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」が開催され、『「福岡コロナ警報」と今後の対応について』が通知されました。

「8月22日以降の事業者・県民に対する協力要請について(福岡県より)」

(1)事業者

・接待を伴う飲食店等※は、業種別ガイドラインを遵守するとともに、県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示するなど、感染防止対策に取り組んでいる旨が利用客に分かるようにすること。

（8月8日～21日の期間における以下の要請は、解除します。）

- ①滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ②福岡市内の接待を伴う飲食店等で、業種別ガイドラインを遵守していない店に対する休業協力要請。

(2)県民

① 接待を伴う飲食店等※で、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる、県の「感染防止宣言ステッカー」の掲示などを確認すること。

（8月8日～21日の期間における以下の要請は、解除します。）

・会食や飲み会等は2時間以内とし、2次会・3次会等は控えること。

※(1)新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、

- ①接待を伴う飲食店(名称に関わらず客の接待を伴うもの)
- ②酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)
- ③酒類の提供を行うカラオケ店

(2)その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)

② 最近の感染状況を踏まえた一般的な要請

- 最近、学校や教育施設でクラスターが発生している状況に鑑み、若い世代の人は、家庭内感染などにより、高齢者など重症化しやすい人に感染を広げないよう慎重に行動すること。
- 大人数での会食や飲み会については、人数や会場の広さ、換気などを総合的に勘案し、感染防止対策の徹底が図れないときは、控えること。
- 通所介護(デイサービス)施設の利用にあたっては、クラスターが発生している状況に鑑み、発熱等の症状が認められる場合は、利用を控えること。

なお、これまで、県民および事業者の皆様にお願ひしてきた感染防止対策(別紙2)については、引き続き、その徹底を図っていきます。

このことを受け、朝倉市民の皆様におかれましても、引き続き8月22日（土）から当面の間、福岡県の要請を遵守いただきますよう、よろしくお願いいたします。特に「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」「酒類の提供を行うカラオケ店」を営む事業者におかれましては、可能な限り感染拡大防止対策に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

市民のみなさまには「感染に気を付けながら経済活動を続けていただく」という難しいお願いとなりますが、「社会経済活動への制約をできる限り小さくしつつ、感染防止を図る」ことを基本とされておりますので、更なるご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年8月21日

朝倉市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 朝倉市長 林 裕二